主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

抗告人らの抗告理由について。

抵当権実行のためにする不動産競売手続は、非訟事件であり(大正二年(ク)第一〇二号、同年六月一三日大審院決定、民録一九輯四三六頁)、非訟事件の裁判は、公開の法廷における対審及び判決によつてなされる必要はなく、従つて、原審が、所論競落許可決定に対する即時抗告事件において、口頭弁論を経ないで審理、裁判をしたことが違憲でないことは、当裁判所の判例(昭和二四年(オ)第一八二号、同三三年三月五日大法廷判決、民集一二巻三号三八一頁)の趣旨に照らして明らかであるから、原決定には所論違憲のかしはなく、論旨は理由がない。よつて、本件抗告を棄却し、抗告費用は抗告人らの負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三七年一一月二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	池	田			克
裁判官	河	村	大		助
裁判官	奥	野	健		_
裁判官	Щ	田	作	之	助
裁判官	草	鹿	浅	之	介